



# いわない 議会だより

発行 岩内町議会  
編集 議会運営委員会  
〒045-8555  
北海道岩内郡岩内町字清住258  
☎ 0135-62-1011  
FAX 0135-62-3465  
メールアドレス  
iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



町民弓道大会（運動公園弓道場）

2009. 11  
No. 106

---

2会派の議員による一般質問 AEDの配置状況他	… 2 P～6 P
第3回定例会報告 子育て応援特別手当他	…………… 7 P
審議した意見書	…………… 8 P

---

# 一 般 質 問

9月14日、2名の議員による町政全般にわたる質問が行われました。

## 政権交代時代の町政運営について

谷口雅史議員（公明党）

### ■質問■

第四十五回衆議院議員選挙で民主党が圧勝し、そのことは自治体運営にも、町民生活にも直接影響することになります。

今後、町政のかじ取りをどのように行っていくとされているのか、次の点について伺います。

一、町長は、政権交代という結果をどのように受け止めておられるのか。

二、全国知事会が行った各党のマニフェスト、特に地方分権改革に関する評価についての認識は。

三、今回の衆院選の争点になった地方分権、道州制について、町長の地方自治の将来像への認識は。

四、新政権の税制の焦点である暫定税率の廃止、直轄事業負担金の廃止、また、公共事業の見直し・削減で高速道路の無料化の財源に充てるとする方向について。

五、社会保障分野における、市町村単位の国保を都道府県単位に再編し、後期高齢者医療制度との一体化、また、子ども手当の創設について。

六、産業分野での看板政策として、農業での「個別所得補償制度」「日米FTAの締結交渉を促進」があるが、本町の農業への影響について。

町長■  
一、民主党への政権交代が行われるというこの現実を真摯に受け止めております。

二、全国知事会の首長が行った一連の動きに関しては、地方へ十分な財源の移譲が推進されるという観点においては、基本的に歓迎できるものと考えております。

三、市町村が住民に最も身近な存在として、今後とも様々な行政サービスを提供していくためには、基礎自治体として行政体制をより一層充実・強化することが重要であると考えており、今後もしっかりとした方向に沿った取り組みを進めてまいります。

四、五、六、今後の新内閣の動き、さらには政策の具体的な中身などについて十分に注視しながら、町政運営に取り組みでまいります。



## AEDの配置状況は

### ■質問■

先日、公明党が推進したAEDとドクターヘリで一命を取り留めた小学生女児の報道がありました。

女児は、ドクターヘリで北大病院へ搬送され、直ちに脳の損傷を防ぐための脳低温療法などの処置を受けたことが奏功し、翌日、無事に意識を取り戻しました。

以前、斉藤議員より質問がされたところでありますが、今現在の本町の状況を伺います。

一、主要公共施設への配備計画・配置の状況は。

二、民間機関の普及促進や啓発運動の状況は。

三、AEDを使った救急講習の普及状況は、どこまで進みましたか。

### ■町長■

一、現在、役場、老人福祉センター、たら丸館、キャンプ場、文化センターおよび各小中学校に合わせて十台を設置しており、設置に係る財政支援や助成の有無などを勘案しながら、今後とも、施設の選定について十分検討してまいります。

二、AEDの設置基準が設けられているわけはありませんが、救命の

現場に居合わせた町民の皆様が、迅速にAEDを使用することで救命率の向上が期待されることから、AEDの普及・啓発は、大変重要であると考えています。

三、町におけるAEDは、岩内消防署が開催する普通救命講習会等の中で実施しており、町内での開催回数および受講者の状況は、平成十九年度は十二回、二百三十六人、平成二十年度は八回、百

二人となっております。今後においても、岩内消防署など関係機関が開催する普通救命講習会等を受講していただくよう、広く町民の皆様にご報告、防災行政無線等により周知してまいります。

## 要援護者の

### 避難支援対策の公表

#### ■質問■

総務省消防庁では、全国千八百市区町村を対象にした災害時要援護者の避難支援対策への取り組み状況の調査結果を公表しました。

消防庁は全市町村に対して二〇一〇年三月までのプラン策定を求めており、本町は策定中と伺っています。

今月の町広報で、災害時要援護者避難支援の紹介がありました。

私は町、消防、警察などが総力を挙げての救助計画が必要だと思います。そこで、伺います。

一、個人情報はそのよ

うになるのか。

二、町の災害時要援護者避難支援計画の現在の進捗状況は。

三、関係団体、町内会などへの周知計画の予定は。

四、町の今後の計画の進め方は。

#### ■町長■

一、町個人情報保護条例の規定により本人の同意を得たうえで情報提供するよう、現在、広報紙などで同意いただける方の呼びかけを行っています。

## 医療機関等の連携強化による

### 救急医療への取り組みについて

#### ■質問■

町民の皆さんが安心して暮らすため、地域医療の充実として救急患者の受け入れ拒否を防止、一刻も早い診断・診療が可能となるような、救急体制の整備が求められております。

公明党はこれまでに、二十四時間・三百六十五日受け入れ可能な救急体制の構築と、救急医療の質向上の取り組みを強力に推進してきました。

今回の消防法改正に伴い、町としてもさらなる救急医療の充実に向け、積極的な取り組みが重要になると考えられます。

そこで、三次救急医療への迅速な搬送システムのさらなる充実による、町民の皆さんへの救急医療の安心・安全の支援が必要と思います。

町長のご所見を伺います。また、今後どのように対処されていくのかお伺いいたします。

#### ■町長■

救急医療については、患者搬送と救急診療がより緊密な関連性を保ち、迅速かつ適切な処置を施していくことが大変重要であり、まさしく、関係機関の協働体制が図られてこそ、救命救急医療の充実が実現されるものと考えています。

本町において、緊急を要する患者の受入れをずる医療機関については、概ね岩内協会病院にその役割を担っていただいております。

しかし、平成十八年度以降、医師不足が原因となり、様々な課題を抱え、岩内古宇郡医師会から夜間当直勤務等の協力もいただきながら、現在の救急体制を維持していた、いたるところです。

医師不足を補完し、救急医療および地域の医療体制の充実強化を図る手法のひとつとして、岩内協会病院と道内で唯一ド

クターヘリを有する救命救急の拠点病院などを、通信回線で接続する遠隔診療画像ネットワークの基盤整備について、町が国に事業申請し、本年度の実施に向けて内示を得ています。

この遠隔診療画像ネットワークの導入により、札幌圏などから離れた地域でも、これまでより高度な診療を受けられることになり、迅速かつ確実な初期救急・二次救急医療体制の確立、さらには三次救急医療への緊密な連携が可能となり、医療現場における環境の整備に役立つものと期待しているところです。

今後は、こうした機器の積極的な利活用と患者搬送の役割を担う岩内・寿都地方消防組合と十分な協議を進めるとともに、救急医療体制の充実および連携強化について、各関係機関に対し要請してまいりたいと考えています。



# 町長の行政執行姿勢について

## 大石 美 雪 議員（日本共産党議員団）

### ■質問■

町長は、町民の立場に立ち、その利益を守ることを求められています。以下についてお尋ねします。

一、木田金次郎美術館の版画損傷の修復に全額税金をあてたにもかかわらず、その担当者、管理責任者の処罰を町民に公表しない姿勢は、町民の理解を得られないと思えますが、どのように考えますか。

二、妊婦健診の十四回扶助を国は今年四月から実施しましたが、町は四月からの申請者のみを対象としました。

三月十六日付の国からの文書では、「以前に届出済みの者に対しても、別途受診券等の配布する等の対応を」となっています。町民への不利益を

施行した理由はどこにありますか。

三、危険がさらに増すプルサーマル計画の実施にあたり、全町民の意見を求めず受け入れを決めたことは、未だ町民の理解を得てはいないと思えますが、どのように考えていますか。

四、就学援助について、町は、準要保護世帯には必要とする金額の九割支給としています。平成二十年度の不用額が約四千万円出ていることから、約百七十万円プラスして十割支給すべきではないですか。

### ■教育長■

一、今回の事態に対して、反省を促し、今後かかることのないよう注意喚起するため、関係職員に対して、訓告、厳重注

意をしたところです。

職員の処分については、「岩内町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」により毎年公表しており、懲戒処分である戒告、減給、停職、免職を対象に、それぞれ事由別に人数を公表しており、他の自治体においても、同様の状況です。したがって、今回の処分は、条例に規定する公表の対象外となるものです。

### ■町長■

二、妊婦健診の拡大については、平成二十年十二月二十五日付で国から示された当初の「妊婦健康診査臨時特例交付金の運営について」を根拠として、開始時期はあくまで市町村の決定であることについて、北海道と見解の確認をし、平成二十一年四月一日を妊婦



健康診査の拡大の開始時期と定め実施しました。

しかし、本年七月十三日付で北海道から新たな指針が示され、四月一日時点において妊婦であった方々に対しても対象を拡大することとしたところです。

三、プルサーマル計画については、「有識者検討会議」において、その安全性についてわかりやすく、丁寧な検討され、併行して「ご意見を伺う会」や意見募集を実施しました。

その中間報告後には、報告書のHP等での閲覧や公開シンポを行うなどして、住民への情報提供や意見交換を進めました。なお、千五百件を超えるご意見は、検討会議の検討に反映し、対応状況についても随時、公表し

ました。

昨年の十二月十四日に「ウラン燃料を利用する場合と同様、安全性は確保される」との提言がなされた後は、概要版を全戸に配布し、町民周知を図ってきました。

以上から、プルサーマル計画の住民理解は着実に進んでいると判断し、かつ、提言を重く受け止め、さらには、議会のご意向やご要望を十分に踏まえた中で、北電に対し、国の安全審査を前提に了解する旨の回答をしたところです。

今後も、計画の進捗状況をわかりやすく情報発信していくことが重要との考えから、安全専門会議を設置し、より一層の住民理解に努める所存です。

### ■教育長■

四、町では、教育費の各項目の調整を図り、学校現場の要望も聞きながら、事業の優先度など考慮しつつ、教育費全体の予算の中で、公平かつ効果的な執行となるよう努

めてきたところであり、平成十九年度より、準要保護について、医療費は全額を、給食費は十一月のうち十か月分を、その他の学用品等は九割を扶助するよう改正し、平成二十一年度においても、同様の基準により就学援助を実施しています。

しかし、就学援助認定世帯の状況には、それぞれ違いもあることから、個々の状況に応じ、保護者と就学相談を設定するなどの配慮をしながら対応し、すべての児童生徒の教育機会の均等を図るために、教育環境の整備や教育活動の円滑な推進に努めてまいります。

### ■再質問■

就学相談について、平成二十年度・二十一年度は何件ありましたか。

また、就学援助は準要保護世帯へは、約百七十万で十割支給が可能ですので、英断すべきではないですか。

## ■教育長■

相談の件数は、平成二十年度に一件、平成二十一年度にも一件の相談を受けております。就学援助の相談は、保護者ときめ細かな教育相

談により、児童・生徒の教育機会の均等を図れるよう努めてきたところであり、今後においても誠心誠意対応するよう努めてまいります。

## 憲法改正国民投票法施行に伴う

### 投票人名簿システム導入は

#### 見送るべき

## ■質問■

一、日本国憲法第九十六条第一項では「この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする」としており、憲法改正国民投票法では、「その過半数」を「投票総数（有効投票数）の二分の一を超える」としてあります。憲法改正の条件として、その投票率も必要不可欠と考えますが、見解を求めます。

二、投票権については、十八歳以上の日本国民が有するとしていますが、公職選挙法の選挙権年齢

や民法の成年年齢が二十歳以上であることから、この法律は拙速ではないですか。

三、法律の施行にあたり、公務員すべてに規制と懲罰が決められていますが、これについてどう考えますか。

四、この法律は様々な不備があり、国会でも十分な審議での強行採決で、このシステム導入はするべきではないと考えますが、ご見解を求めます。

■町長■

一、国会において最低

投票率についても様々な観点から検討・審議が行われ、法律が可決成立したものであると考えています。

二、年齢は満十八歳以上とされていますが、他の法律との整合性を図るため検討を加え、必要な法制上の措置が講じられることになっており、それまでの間は、満二十歳以上の者とするのが定められています。

三、法律の附則では、「憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう、地方公務員法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」と定められており、今後、法制上の措置が図られるものと考えています。

四、法律に基づく適正な事務執行のため投票人名簿システム導入に係る予算措置を図ってまいります。

## ■再質問■

一、仮に国会で発議されると六十〜百八十日後に国民投票としていますが、この日数でどのような国民に周知しますか。

二、「公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう、法制上の措置が図られるものと考えている」との答弁ですが、現段階で具体的にどのようなことになっていますか。

三、システム導入にはどのくらい時間が必要ですか。

二、現時点では、具体的な事項について了解していませんが、賛否の勧誘・意見の表明などが制限されないよう検討されています。

## 特別養護老人ホームなどの

### 待機者対策について

## ■質問■

日本全国で特別養護老人ホームの待機者が三十八万人を越えており、入居まで数年待ちという状況が常態化しています。無届け施設などで暮らす人も少なくなく、火災により十数人が亡くなるという事件も起きています。

そこで、お伺いします。

一、本町の特別養護老人ホームの待機者、コミュニティホーム岩内等、近隣介護施設の利用状況と、各施設の入居待ち状況について。

二、町の第四期介護保険事業計画では、平成二十六年における要介護認定者数に対する介護保険三施設および居住系サービスの利用者割合を、要介護二から五の認定者数に対し三十七%以下にするとしています。が、特別養護老人ホームのベッド数を引き下げることになりませんか。

三、各施設ごとの利用者の要介護二以上の利用者割合は何%ですか。

四、国からのペナルティーはありますか。

五、岩内協会病院での一般病床、精神病床、療養病床のベッドは何床で、そのうち療養病床の医療型・介護型は、それぞれ何床ありますか。

六、「病院にいる介護型の人は要介護度が重く、今後どこにいけいのか」と家族から不安

の声があがっています。

#### ■町長■

第四期介護保険事業計画では、平成二十六年には六十五歳以上が四千四百七十七名、高齢化率二十九・九%、要支援・要介護認定者九百四十三名で高齢者人口比で二十一・二%と推計しています。

こうした状況から、地域包括支援の強化と同時に、特別養護老人施設など三施設の入所者枠を広げる計画が望まれますが、見通しはいかがですか。

七、入所費用で食費や居住費が全額自己負担で、年金生活者はお金が続かないという声が寄せられてますが、対策が必要ではないですか。

八、国に療養病床の廃止・削減計画を白紙撤回するように声をあげるなどの対応が求められていると思いますが、どうですか。

#### ■町長■

一、特別養護老人ホーム等介護施設の入所者と待機者は、本年九月十一日現在それぞれ、岩内町特別養護老人ホーム四十七人と六十六人、コミュニティホーム岩内百人と二十人、泊村特別養護老人ホームむつみ荘六十人と四十五人、神恵内ハイツ998、八十六人と三十人です。

なお、入所待機者の方々は、複数の施設に申し込まれていることが多いことから、待機者の実人員としては、これらより少ないものと考えています。

二・三・四、参酌標準は、第四期の介護保険サービス量を推計するうえで国が示した基準です。

内容は、要介護認定を受けられた方々のうち、要介護二から要介護五の方々が施設サービス等を利用される割合を平成二十六年までに三十七%以下にしようという趣旨です。

介護施設利用者の各

施設ごとの要介護二以上の利用割合は、岩内町特別養護老人ホーム九五・七%で、コミュニティホーム岩内七四・〇%、泊村特別養護老人ホームむつみ荘八六・六%、神恵内ハイツ998は九七・七%と伺っています。

また、この参酌標準については、地域の状況により施設利用者数などにも違いが生じるもので、あくまで計画目標値でありペナルティー等の定めはありません。

五、岩内協会病院のベッド数は一般病床が九十六床、精神病床が五十四床、そして療養病床が九十床でそのすべてが医療型病床であり、介護型病床はありません。

六、包括支援の強化については、高齢者やそのご家族からの総合的な相談や介護予防教室の開催など、今後とも岩内町地域包括支援センターの活動と連携させた事業の展

開を図ってまいります。介護施設における入居者枠の拡大は、国・北海道の施設整備計画の中で後志管内の整備計画が決まるもので、本年三月末現在、管内における平成二十三年度までの整備可能数は、福祉施設で八床、保健施設で十九床となっております。

施設を増床を図るためには、後志高齢者保健福祉圏域協議会での承認も必要となることから、現状としては極めて難しいものと考えています。

七、食費・居住費は、平成十七年度以前は介護保険の給付の対象となっていました。平成十八年度における介護保険法の改正により、自己負担となったものです。

法改正にあたって、低所得者に対しては、申請により軽減となる制度があり、現状においては、介護施設利用者の九十五%以上の方々が、この軽減制度を活用しているところですが、

八、現在の計画では、平成二十三年度までに療養病床のうち、医療型病床の削減および介護型病床を廃止する予定となつていますが、今後、国の社会保障制度全般にわたる動向をも注視しながら、対応したいと考えています。

八、現在の計画では、平成二十三年度までに療養病床のうち、医療型病床の削減および介護型病床を廃止する予定となつていますが、今後、国の社会保障制度全般にわたる動向をも注視しながら、対応したいと考えています。

#### ■町長■

一、介護施設等の入所者の推移は、基本的に要介護認定者が利用される施設であり、各施設における利用者のうち、要介護二から五までの方々の割合は、概ね現状どおりに推移するものと考えています。

二、三十七%の国における参酌標準は、要介護認定を受けられた方々のうち、要介護二から五の方々が施設サービス等を利用される割合を示すものです。

現在、岩内町の利用割合は二十九%となっており、三十七%を下回っている状況です。

三、国・北海道の施設整備計画の中で整備が進められるものであり、次の第五期介護保険事業計画以降、施設利用者の動向も見極めた中で検討したいと考えます。

三、施設の増床は厳しいとのことですが、居住系サービスも含め三施設であれば、ますます入居希望者は利用しづらく、入所もできなくなりませんか。入所枠を広げるよう働きかけるべきではありませんか。答弁を求め



# 定例会報告

## 子育て応援特別手当約1,200万円決まる!!

平成二十年度各会計決算等を審議する第三回定例会は、九月一日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案調査のため、休会に入りました。

七日・八日には決算特別委員会により決算審査を行い、九月十四日に議会を再開し、各会派の代表である二名の議員による一般質問を行いました。引き続き議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、九月十七日閉会しました。

### 審議した案件

全議案は原案どおり可決されました。

#### 《予算》

○平成二十一年度一般会計補正予算

子育て応援特別手当約千二百二十万円、新公会計システム導入業務委託料約八百三十四万円、遠隔診療画像ネットワークシステム導入業務委託料一億円などを補正しました。

○平成二十一年度国民健康保険特別会計補正予算

療養給付費等交付金超過交付返納金約八百六十三万円、出産育児一時金六十万円などを補正しました。

○平成二十一年度老人保健特別会計補正予算

超過交付国庫負担金償還金約千八百三十万円などを補正しました。

○平成二十一年度介護保険特別会計補正予算

保健事業勘定では、介護給付費支払基金交付金超過交付償還金約六百十二万円などを補正しました。

#### 《決算》

○平成二十年度各会計歳入歳出決算認定  
平成二十年度各会計歳入歳出決算を認定しました。

#### 《条例改正》

○国民健康保険条例の一部を改正する条例設定

地方税法等の一部改正に伴い、介護納付金賦課限度額及び上場株式等に関する保険税の課税の特例等についての改正を行いました。また、出産育児一時金の支給額を三十九万円に改正しました。

#### 《その他》

○損害賠償の額の決定

町道における身体事故による損害賠償額約四十二万円を決定しました。

#### 《人事》

○教育委員会委員の任命に同意

表芳弘氏の任命に同意しました。

○監査委員の選任に同意

佐藤幸治氏の選任に同意しました。

○人権擁護委員候補者の推せん同意

石岡さおり氏の推薦に同意しました。

## 審議した意見書

○道路の整備に関する意見書

○所得税法第五十六条の廃止を求める意見書

○後志地域の实情等に配慮した道路整備に関する意見書

○大胆できめ細かな雇用対策を求める意見書

○衆院選比例代表定数削減に反対する意見書

全ての意見書を関係省庁に送付しました。



議会を傍聴してみませんか

## 編集後記

「議会だより百六号」をお届けいたします。第三回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴してください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

弓道大会取材しました。弓道は、的に当てようとするのではなく、正しく射ると、自ずと的に当たるとのこと。正しい礼儀作法や構え方、精神などが必要となるそうです。目先の的にとらわれず、自らの内面を見つめる姿勢に、日本文化の奥深さを感じました。

なお、議会だよりで使わせていただきました写真は、ご希望があれば差し上げますので、お気軽にご連絡してください。

(議会運営委員会)